

郡山市観光データマーケティング・
調査分析業務

公募型プロポーザル

仕様書

令和6（2024）年3月

郡山市産業観光部観光課

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、郡山市観光データマーケティング・調査分析業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）発注者が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 業務の目的

本市の観光施策の指針である郡山市観光戦略ビジョン（平成31年3月策定）の計画期間が令和7年度で満了することから、本市の観光を取り巻く環境の変化や課題等を踏まえ、現行の観光戦略ビジョンをこの満了に合わせて改定する予定である。

そのため、本市では、改定のための合理的根拠となる市内及び郡山市を含む周辺17市町村（須賀川市、田村市、本宮市、二本松市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」の観光資源や観光客の動向に関するデータを収集・分析する最適な分析ツールを導入し、そのデータを分析した上で、観光客の居住地や嗜好性等に応じ、本市への誘客を促す効果的なマーケティングを検討することとしている。

本事業では、観光データを効果的に収集・分析するツールを提案するとともに、データの収集と分析を行い、令和7年度に予定される観光戦略ビジョンの改定に活用できるよう整理することを目的とする。

3 提案の留意事項

- (1) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効なマーケティング・調査分析等の提案すること。
- (2) 提案に当たっては、本市ウェブサイト上の基本的な情報を確認の上、提案すること。

第2 委託業務内容・要求水準等

1 調査及び分析

(1) 定量的調査（データ収集を含む。）

本市が指定する以下の項目について、データを収集し、属性等とクロスすることによって、定量的な分析を行うこと。これらのほか、当該調査の目的等を踏まえ、有意義であると考えられる事項は積極的に調査項目とすること。データが有する特性等を判断するため、各項目のデータの収集方法を明らかにし、提案する

こと。

なお、データ収集に際しては、ビッグデータを利活用するなどの工夫により、従来では取得できなかった分野等へのアプローチが可能となることが予想されることから、デジタル技術の活用に努めること。

ア 調査項目 ※以下の指定以外の項目を活用することは妨げない。

No	カテゴリ	項目
1	宿泊	宿泊施設数、宿泊者数、宿泊者の属性、宿泊に要した金額
2	観光資源	観光資源（観光スポット、観光体験等）の利用者数、利用者の属性、観光資源での消費額、観光資源での滞在時間、観光資源への移動手段
3	イベント	うねめまつり、サマーフェスタ、その他本市が指示するイベント1つ（3イベント）に関する来訪者数、来訪者の属性、来訪者の滞在時間
4	周遊	本市から別地点への周遊地点名、周遊者数、周遊者の属性
5	インバウンド	本事業の趣旨に沿った任意項目

イ 調査項目の留意事項

- (ア) 属性については、男女別、年代別、居住地別、利用年月日別とすること。
- (イ) 観光資源（観光スポット、観光体験）の収集数は、100以上とする。また、どのようなジャンルの観光資源を収集するか提案すること。
- (ウ) 収集期間については、契約期間とする。なお、契約日以前のデータについても収集できる場合は、その内容について提案すること。
- (エ) 本市が想定する項目以外にデータが収集できる場合は提案すること。
例) イベントの直接経済効果、周遊の移動手段など

(2) 定性的調査

データだけでは把握できない本市の観光の実態を把握することを目的に、定性的な調査を以下のとおり実施すること。本市に来訪したことがある方を対象として、旅行先を知る手段・旅行目的・満足度・改善点などを把握することを想定している。

ア インターネット方式

- (ア) インターネットを活用して定性的な調査を実施すること。
- (イ) サンプルの抽出方法や設問内容例について、提案すること。
- (ウ) サンプルの数及び設問の数について、提案すること。

イ インタビュー方式

- (ア) インターネット方式の回答を基に、インタビューを行い、本市への観光に対する改善事項・課題・現状を明らかにすること。なお、詳細な実施方法について、提案すること。
- (イ) サンプル数について、提案すること。

2 データ分析

収集した各データを多角的な視点で複数掛け合わせ分析すること。なお、分析する項目、分析する方法、分析するツール等の詳細について提案すること。

- (1) 分析ツールは、収集したデータを複数掛け合わせた分析ができるものとする。
- (2) レポート作成

データを分析した上で、レポートを以下のとおり作成すること。

ア 令和6年9月30日までに中間報告を行うこと。

イ 令和7年3月21日までにレポートを提出すること。

3 観光戦略ビジョンへの提言

データ分析を踏まえ、今後策定する「観光戦略ビジョン」に記載すべき内容の提言書を作成すること。

- (1) 提言内容については、令和8年度から令和15年度までの8年間で取り組むべき内容とすること。
- (2) 中間目標、最終目標となりえるKPIの案を示すこと。
- (3) 現状の課題、本市が目指すべき大きな目標等について例示すること。
- (4) 提言書については、図表及びフローチャートなどを活用し、見やすいものにする。また、デザインはモノクロ印刷してもわかりやすく見えるようにすること。

第3 成果品

1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	形式	提出期限
1	データ分析レポート【中間報告】	任意 A4・縦型	令和6年9月30日
2	データ分析レポート【最終報告】	〃	令和7年3月21日

3	観光戦略ビジョンへの提言書	〃	令和7年3月21日
4	実施報告書	〃	令和7年3月21日

2 成果品の規格及び提出先

(1) 成果品の規格

原則、成果品はA4版、縦型、横書きとし、製本や綴じ込みが必要なものについては、左綴じとする。なお、A3版資料がある場合の取扱い等については、協議により詳細を決定する。

また、つづりは適宜分冊し、背表紙やインデックスを用いてわかりやすくまとめること。

(2) 提出先

郡山市産業観光部観光課 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎4階

(3) 電子データ

成果品については、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データについても提出すること。

なお、納品する電子データの形式については、双方協議の上、決定する。

第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、本市に必要な事項について、受注者は、積極的に提案すること。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 6 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 7 本業務の履行にあたり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 8 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 9 令和6年4月1日以降に所属名称が変更した場合においては、観光課を変更後の所

属に読み替える。